行政財産使用料・貸付料の算定方法について

帯広市では、平成 28 年 4 月現在、以下の基準により算定しています。

１　行政財産使用料・貸付料

（１）建物（自動販売機を除く）

・使用料・貸付料（年額）＝（月額基本額×12 月）＋消費税等相当額

月額基本額（10 円未満切捨）＝｛（①建物の時価×4/100）＋（②建物の復成価格×80/100÷③建物の耐用年数）＋（④建物の建面積に相当する土地使用料の年額）｝×（⑤建物使用面積／建物延べ面積）×１／12

①建物の時価は、復成価格×残存率（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定額法による。最終残存率は 0.200 とする。）による。

②建物の復成価格（再建築価格）は、建築当初は建築価格とし、３年毎に１度見直します。

③建物の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一による。

④建物の建面積に相当する土地使用料の年額は、地方税法に定める固定資産評価基準に準じて評価した１㎡当たりの土地の価格（※）に使用面積と 4/100 を乗じて得た価格とする。

⑤（建物使用面積／建物延べ面積）は、小数点以下第５位の数を四捨五入する。ただし、算定した率が 0.0001 未満の場合は、0.0001 とする。

※当該地における平成 28 年度の１㎡当たりの土地の価格＝19,213 円
（土地の価格は、３年毎に１度見直します）

（２）自動販売機

・屋内に設置する場合の年額＝（800 円×12 月）＋消費税等相当額

・屋外に設置する場合の年額＝ 50 円×12 月

２　電気料等加算料金

上記１の料金に、利用状況に応じて以下の費用を加算します。

（１）電気料

①子メーターにより使用実績が明らかな場合

（当該施設の契約電力量料金単価±燃料費調整単価）×子メーターの表示する月間消費電力量＝月額（1 円未満切り捨て）

②子メーターを設置していない場合

一室単位で使用の場合は徴収するものとし、一室の一部の場合は徴収しない。

当該建物全体の支払額×使用面積／当該建物の延べ面積

（２）ガス料、水道料、下水道使用料

当該建物全体の支払額×使用人数／当該建物を使用する総人数

なお、専用使用料が計測できる場合は、これにより算定することができる。

（３）暖房料

当該建物全体の支払額×使用面積／当該建物の延べ面積